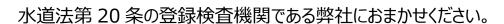
水道法における水道水の分析





信頼の水道法 20 条登録機関

水道法における水道水の分析は、水道法 20 条による厚生労働大臣の登録を 受け、信頼のある検査機関でしか行うことができません。

弊社では水道法第 20 条の登録を 2004 年から 10 年以上維持しています。

歴史ある登録機関として、信頼ある分析機関の証です。



イオンクロマトグラフ



液体クロマトグラフ



LC-MS/MS

最新の装置で水質管理目標設定項目も分析可能に!

高速液体クロマトグラフ、イオンクロマトグラフを最新機種に更新し、低い下限値まで精度良く測定可能です。また LCMSMS を導入し、農薬類を含む水質管理目標設定項目の全項目分析に対応しています。

法律の改正と対応について

2020 年 4 月 1 日から六価クロ ム化合物の水質基準値について 0.05mg/L から 0.02mg/L に改正 されました。その他、PFOS、PFOA を要検討項目(暫定目標値: 2

種の合算値 50ng/L)として設定される変更や、対象農薬リストの変更が行われました。

今後も法律の動向に注視し、迅速に対応していきます。

水道は省略可能項目の判断が 特に複雑になっております。ご不明 な点など、お気軽にご相談下さい。

外部精度管理の結果について

厚生労働省が実施する水道水質検査精度管理に毎年参加しています。精度と 信頼の向上に日々努めており、直近3年間で優良である「第1群機関」という 評価を継続しております。

水処理サービスをお客様に

弊社では水処理についても、ご相談を受けて提案が可能です。高い技術と知識、 経験を持った分析のプロだからこそ、中立なアドバイスも提供いたします。 水処理についてお悩みのことがありましたらお気軽にご相談ください。

測定のご相談、ご用命は

株式会社環境総合リサーチは株式会社建設技術研究所(CTI)グループの一員です。

₩式会社 環境総合リサーチ

Environmental Research & Solutions co., ltd.

e-mail: contact@ctiers.co.jp URL: http://www.ctiers.co.jp/

本社・けいはんな事業所:〒619-0237 京都府相楽郡精華町光台二丁目3番9

Tel.0774-41-0200 Fax.0774-95-6510

中部事業所:〒444-0012 愛知県岡崎市栄町4丁目1番地

Tel.0564-21-0062 Fax.0564-65-5277

東京事業所:〒135-0016 東京都江東区東陽6丁目5-6

Tel.03-6666-0570 Fax.03-6666-0571